

事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第25項 贈与税
第40条の7の10第22項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に係る特例（受贈）

事業用資産について次のとおり会社設立に伴う事業用資産の現物出資に関する承認申請をいたします。

贈与者・被相続人	住所	氏名
贈与・相続（遺贈） のあった年月日	令和 年 月 日	現物出資をした年月日
現物出資直前の猶予中贈与税・相続税額		円

1 現物出資により設立された承継会社に関する事項

① 会社名	
② 本店の所在地	
③ 会社の整理番号 (会社の所轄税務署名)	()
④ 事業種目	
⑤ 資本金の額	
⑥ 資本準備金の額	
⑦ 発行済株式等の総数等	

2 現物出資に関する定款の記載事項

	① 現物出資をした資産の価額	② ①に割り当てられる株式等の数等
申請者が現物出資をした全ての資産	円	株・口・円
うち特例（受贈）事業用資産	円	株・口・円

3 取得をした株式等に関する事項

① 取得年月日	令和 年 月 日
② 取得した全ての株式等の数等	株・口・円
③ ②のうち、特例（受贈）事業用資産に係る数等（2②の数等）	A 株・口・円
④ 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時の価額	B 円
⑤ 特例（受贈）事業用資産とみなされる③の株式等の取得時の価額（④の価額）	円

4 特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳

	① 免除対象贈与に係る 前の贈与者の氏名	② ①に係る特例受贈事業用資産の 贈与時の価額	③ ②に係る株式等の数等 (A×②/B)
免除対象 贈与に係 るもの		円	株・口・円
		円	株・口・円
		円	株・口・円
上記以外		円	株・口・円
合計（Bの額及びAの数等）	B	円	A 株・口・円

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

※欄には記載しないでください。

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受ける特例（受贈）事業用資産の全部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった場合において、その事業の用に供されなくなった事由が特定申告期限（その特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から5年を経過する日後の会社（以下「承継会社」といいます。）の設立に伴う現物出資による全ての特例（受贈）事業用資産の移転につき、同法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の規定による税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その移転があった日から1か月以内※です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その移転した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その移転があった日から2か月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

- 1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第22項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第25項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「1 現物出資により設立された承継会社に関する事項」は、設立時における承継会社に関する事項を記載してください。
- 3 「2 現物出資に関する定款の記載事項」は、承継会社の設立に当たり作成された定款の記載に基づき、特例事業受贈者・相続人等（申請者）が現物出資した資産に関する事項を記載します。
- 4 「3 取得をした株式等に関する事項」の各欄は、現物出資により取得をした承継会社の株式等に関する事項を記載してください。

なお「④ 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」欄の合計額を記載してください。

- 5 「4 特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳」欄は、現物出資をした資産のうちに特例受贈事業用資産がある場合に次により記載してください。
 - (1) 「① 免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名」欄及び「② ①に係る特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄の記載に基づき記載してください。
 - (2) 「③ ②に係る株式等の数等」欄の計算に当たり1未満の端数が生じた場合には、③欄の株式等の数等の合計が3の③欄の株式等の数等と一致するよう調整をしてください。

6 添付書類

- (1) 承継会社の定款の写し
- (2) 承継会社の登記事項証明書
- (3) 「現物出資資産に関する明細書」
- (4) 「現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）」及び「（同）別紙」※¹
- (5) 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する「必要経費不算入対価等の明細書」
- (6) 「現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書（現物出資承認申請用）」※²
- (7) 現物出資をした事業用資産の区分に応じ、次の書類

事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限り。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

- (8) 直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から現物出資の日の属する年の前年以前3年内の各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※³
- (9) 特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が(7)の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
- (10) その他参考となる書類

※¹ 「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※² 直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から現物出資の日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※³ 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。